

Title	笠原英彦君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.11 (1992. 11) ,p.118- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19921128-0118">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19921128-0118</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 笠原英彦君学位請求論文審査報告

笠原英彦君より学位請求論文として提出された『太政官制と官僚制』は、同君が「明治初期の太政官制および官僚制を対象として行ったこれまでの研究成果を整理し、体系的にまとめたもの」(本論考例言)である。

本論考はつぎのごとき内容から成る。

はじめに

### 第I部 太政官制の成立と維新官僚

#### 第1章 太政官制成立の政治過程

- 1 明治二年・太政官制改革の政治過程
- 2 官制改革の内容と背景
- 3 職員令体制の展開

#### 第2章 太政官制の成立と官僚制

- 1 廃藩置県への道程
- 2 廃藩置県と維新官僚
- 3 太政官制改定と約定問題

### 第II部 太政官制の展開と維新官僚

#### 第3章 天皇親裁体制と佐々木高行

- 1 佐々木高行と宮廷

- 2 天皇親政運動と侍補職廃止

- 3 中政党運動と政府改革論

#### 第4章 法体制構築と江藤新平

- 1 江藤新平と司法省

- 2 小野組転籍事件

- 3 予算紛議

#### 第5章 警察制度の確立と安藤則命

- 1 安藤則命と維新警察

- 2 広沢横死事件と強制捜査

- 3 藤田組事件と警視局の改組

あとがき

かかる構成より成る本論考は、明治初期における官僚制発展の政治的背景及び維新官僚の意識と行動を解明せんとするものである。明治初期官僚制は同期の政治機構である太政官制により規定されるが、その起源を尋ねると七世紀後半を通じて日本古代国家の成立過程に見出すことができる。古代国家は中国より律令法を継承し、天皇を中心とする中央集権体制であったが、そこにおいて中央政府機関として誕生したのが太政官制であった。それは日本が独自に創造した機構であった。この太政官制は、奈良時代に政治上最重要な舞台となったが、平安時代に至ると攝関制を分化し、次第に形骸化する。しかし、明治維新により王制復古の時代を迎えると、再び中央集権国家体制と

して政治上の最高機関に復活し、明治十八年に内閣制度が発足するまで機能した。

本論考は明治維新から明治十八年までを明治初期とし、その間における太政官制下の官僚制とそれを構成する維新官僚中保守、急進、体制の三派に属するそれぞれ一人ずつの官僚をとり挙げ事例研究を行っている。戦後、明治維新史、自由民権運動史、明治憲法制定史等の研究は著しく進展したが、官僚制発展の政治的背景及び維新官僚の意識と行動の解明はいささか等閑視されてきた。本論考はかかる研究の立ち遅れている分野に分析のメスを入れたものである。

以下、本論考各部各章の概要を述べ、併せて評価を加えていきたい。

第1部では明治初期に復活し、改革されていく太政官制の政治的背景を考察し、それはいわばこの時期における政治的諸勢力抗争の産物であったとする。まず第1章は太政官制をもって維新政府内急進派官僚に対する保守派を慰撫するために採択されたものとする。すなわち維新政府は国内的には草莽層の騒擾、対外的には会計制度の混乱から外圧を受け、二重に困窮していた。こうした状況を背景に大隈重信、井上馨、伊藤博文らの開明派官僚が進出し、急進的改革を企図した。この急進論に不満な公卿、旧藩主とのバランスを勘案し、岩倉具視、大久保利通らの主流派は、尊王論に依拠する太政官制を明治二年に採択した。副島種臣の手になる太政官制は、神祇官の設置、大蔵省の

権限を削減し民部省の拡充等を含む復古的色彩を帯びたところがあった。さらに太政官制に伴う人事の構成を職員録により検討すると公卿が四三%、薩長土肥の旧藩士は三〇%を上回っていた。保守派の巻き返しは十分に達成されていた。

太政官制は維新政府内における政治的諸勢力の対立、とりわけ藩閥間の対立の中から生じたとする説はあった。しかし維新政府内において実績を積み、勢力を着実に伸展させている急進派官僚に不満を抱く保守派に対する慰撫策として新政府主流により採択されたとする解釈は、新鋭等原英彦君にして初めて主張し得るものである。

第2章は明治四年の太政官制改革は新たな政治勢力である政策官僚と士族派、または政策官僚と藩閥政治家との取引の結果であるとする。ここで筆者は「政策官僚」なる等原的新概念を登場させるが、かかる概念を用いることにより、この期の政治過程をより明解に分析できるとするのである。すなわち版籍奉還は有名無実、中央集権化は新政府喫緊の課題であったが、ここにおいて権力の集中化（伊藤博文）、親兵組織の確立（山県有朋）、財政統一（井上馨）、司法権統一（江藤新平）の政策を高だかに掲げて新たに台頭した官僚があり、これら一群の官僚を政策官僚とし、かれらにより廢藩置県は促進されたとする。廢藩置県について太政官制が改定され太政官三院が成立したが、それは藩閥政治家大久保と政策官僚井上の妥協の産物であった。その後、岩倉遣外使節団派遣に伴い「大臣参議及各省卿大輔約

定書」問題が生じたが、これの締結の結果、急進的官僚による諸政策の形成はより可能となった。

廢藩置県に関する先行研究では客観情勢の分析が多い割合に比較し、その主体的条件に関する研究は未だしの観があった。筆者は研究の不十分な分野にメスを入れるに当たり、その推進力として政策官僚層なる一群の政治勢力を捉え、同期の政治過程を説明する。また「約定」問題においても筆者はそこに大隈、井上らの政策官僚派が西郷隆盛、板垣退助らの士族派を封ずるために企画し、大久保ら遣外使節派の同意をとりつけたものとして、その政治的意義を強調する。本章は廢藩置県の推進力としての政策官僚派を指摘し、この方面の研究に新たな展望を切り開いた。

第Ⅱ部は維新官僚から保守（佐々木高行）、急進（江藤新平）、体制（安藤則命）の各派から一人ずつ政策官僚を選び、その意識と行動に関する事例研究を行い、併せて第Ⅰ部を補充しようとするものである。第3章は天皇親政運動と中政党運動における佐々木高行を研究対象とする。侍補に就任した佐々木は天皇親政の実質化をめざし、元田永孚、土方久元ら宮廷官僚を糾合し、天皇親政運動を展開した。佐々木は人事面において宮中権力の強化をはかり、伊藤——井上ラインによる長派主導の政府に多大のインパクトを与えたり、侍補職廃止後も政局が激動するごとに中正主義を標榜して、元老院、武官、少壮官僚の各グループと提携することにより薩長政権に改革を迫り、天皇親政

を主張しつづけた。従来、天皇親政運動に関する研究では元田を中心に据えたものが多いが、佐々木が侍補に就任後は元田より佐々木の方が侍補グループを糾合する力が強かった。政策官僚中の最も保守派に当たる侍補グループのリーダーとしての佐々木の政治指導的側面の説明は筆者にして初めてなされた仕事である。

第4章は急進派政策官僚として司法卿在任中の江藤新平を研究対象とするものである。司法省内入りした江藤は、同省内保守派の佐々木グループを排除し、かわるに江藤派の培養をもって当てた。司法省を自派で固めた江藤は司法権の確立のための政策の断行を掲げたが、その結果、直面したものが尾去沢銅山事件であり、小野組転籍事件である。前者は井上がからみ、後者にも長州閥が関係し、両事件において江藤の率いる司法省は長州閥と激しく対立した。また明治六年に生じた大蔵、司法両省間の予算をめぐる紛議には、司法省が大蔵省を中心とする薩長藩閥勢力に対する対抗という政治的機能があった。筆者は一面において江藤をもって司法権の確立に努めた人物とする先行研究を十分に受け容れつつ、しかし、同時に先述の各事件に対処する江藤の率いる司法省が終始政府主流を牽制しようという政治的意図に基づき行動したことは否定し得ないのではないかと見ることが出来る。しかも、司法省の政策官僚は必ずしも江藤と同藩の出身者であったわけではなく、江藤の技擢によって人脈

が形成されていたことを指摘する点もまた新鮮である。

第5章では体制的政策官僚として安藤則命をとり上げる。安藤は薩摩警察を支えた典型的な警察官僚であった。安藤が捜査主任となった広沢参議横死事件、藤田組事件を通じ、安藤における警察官僚としての自覚の形成過程が浮き彫りにされる。広沢事件は政府高官暗殺事件であるため、長閑はこれを反政府運動と結びつけようと捜査に干渉したが、安藤ら警察当局は政治的予断を排除し、現場重視の捜査に徹する。藤田組事件は贖札事件として有名であるが、安藤らはそれが井上を含む政府要人にかちむ汚職事件である点に注目し捜査に打ち込んだ。結果は政府の露骨な介入により揉み消されたが、安藤らは抵抗運動を繰り返し、警察制度を改正させるほどの影響を与えた。両事件をめぐり見えかくれするものは薩摩と長州の体制派内部の派閥抗争であるが、その中において安藤は警察官僚としての主体性をしだいに確立していった。広沢参議横死事件については尾佐竹猛博士の研究以来、安藤による強引な捜査説があるが、筆者は安藤の現場主義に徹した公平な捜査は維新政府における警察官僚の自主性を認識させるところ大であったとする独自の見解を示している。

以上が笠原英彦君より学位請求論文として提出された『太政官制と官僚制』の概要とそれへの審査員の評価である。明治初期の官僚制を正確に理解するためには、それが抛るところの明

治太政官制を掌握してはならず、明治太政官制を掌握するためには古代太政官制に関する専門知識なしには不可能である。この点、筆者は「律令政治と弾正台」、「平安朝検非違使小考」等の論考を公刊する古代政治史研究者である。古代太政官制の復活である明治太政官制とそれに抛る官僚制の研究こそ、最も得意とするところである。加うるに筆者は国立国会図書館憲政資料室というはさらなり、国立公文書館、宮内庁書陵部等に所蔵されている古文書に類する原資料を広範に利用し、先学の主たる研究をあまねく血肉化した上で練り上げた論考である。斬新な見解は良質な資料により裏づけられ精緻な論理により組み立てられている。本論考は日本近代政治史研究に貢献するところ大であると評しても決して過褒ではないと考える。

仍って、審査員一同は、笠原英彦君の本論考を以って、法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するに適當なるものと認定し、ここに一致して、推挽する次第である。

平成四年二月二十八日

主査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	中村 勝範
副査	慶應義塾大学名誉教授	法学博士	利光三津夫
副査	慶應義塾大学法学部教授	法学博士	向井 健